

D分科会テーマ② 第三者評価

講 師：森 本 晴 生 氏
運営委員：池 田 徹
長 岡 寛 治

学校教育法の一部改正により、平成16年度からすべての大学・短大は7年間に一度は認証評価機関による第三者評価を受けることが義務付けられましたが、平成22年度を持ってその第一周期が終了し、平成24年度からは第二周期に入ります。

新たな二期目の第三者評価制度がスタートするのに先立ち、この分科会では認証評価機関である短期大学基準協会の第三者評価委員会財務PT主査で、本研修会の運営委員長でもある森本晴生氏に講師をお願いして、財政面を中心とする評価基準等の変更点について詳しい解説をしていただくと共に、合わせて学校運営の健全化や教育の質保証についても考える研修を行いました。

短期大学基準協会の第二周期の評価基準等は既にホームページで公表されていますが、評価項目は大幅な編成替えや項目統合が行われており、また評価を受けるに際して各学校が作成する自己点検・評価報告書のまとめ方や提出資料についてもそれと連動して大きく異なったものとなっております。

研修では、まず10領域から4領域に変更された評価基準の概要について解説が行われ、続いて自己点検・評価報告書をまとめる上での重要なポイントについての解説が行われました。特に第一周期においては独立した評価領域であった「財務」が、第二周期からは「教育資源と財的資源」という項目に統合され、加えて自校の財務状況を記述する際には“日本私立学校振興・共済事業団の経営判断に関する資料を参照すること”となったことを受けて、別途カラー刷資料「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」が配布され、新たな提出資料となるキャッシュフロー計算書の概要も含めて詳細な説明がありました。

研修の終わりには数人の質問者も出るなど全体的には関心の高さが伺われ、今後は評価を受ける学校数も増えて更に関心が高まることが見込まれますので、次年度も引き続き研修テーマとして取り上げていく必要があるのではないかと思います。